

先物・オプション取引ルール

フィリップ証券株式会社

目次

1. 取扱商品
2. 手数料
3. 取引時間・取引日
4. 制限値幅およびサーキット・ブレーカー制度
5. 即時約定可能値幅制度
6. 取引規制
7. 取引チャネル
8. 注文の種類
9. 執行約定条件および有効期限
10. 証拠金の前受け
11. 決済方法
12. 証拠金
13. 追加証拠金(追証)
14. 不足金
15. 入出金

1. 取扱商品

(1) 取扱商品

- ① 大阪取引所上場の日経 225 先物取引
- ② 大阪取引所上場の日経 225 ミニ先物取引
- ③ 大阪取引所上場の日経平均VI先物取引
- ④ 大阪取引所上場のNYダウ先物取引
- ⑤ 大阪取引所上場の日経 225 オプション取引

(2) 取引単位

商品	取引単位(取引サイズ)
日経 225 先物取引	日経 225 価格の 1,000 倍が 1 取引単位(枚)
日経 225 ミニ先物取引	日経 225 価格の 100 倍が 1 取引単位(枚)
日経平均VI先物取引	日経平均VI価格の 10,000 倍が 1 取引単位(枚)
NYダウ先物取引	NYダウ価格の 100 倍が 1 取引単位(枚)
日経 225 オプション取引	プレミアム価格の 1,000 倍が 1 取引単位(枚)

(3) 呼値単位

商品	呼値単位
日経 225 先物取引	10 円
日経 225 ミニ先物取引	5 円
日経平均VI先物取引	0.05 ポイント
NYダウ先物取引	1 ポイント
日経 225 オプション取引	価格が 100 円以下 1 円 価格が 100 円超 1,000 円未満 5 円 価格が 1,000 円以上 10 円

2. 手数料

商品	手数料
日経 225 先物取引	324 円/枚 (税込)
日経 225 ミニ先物取引	43 円/枚 (税込)
日経平均VI先物取引	324 円/枚(税込)
NYダウ先物取引	216 円/枚(税込)
日経 225 オプション取引	売買代金の 0.216%(税込) 最低手数料 216 円(税込)

※オプション取引における自動権利行使、割当、消滅、放棄の手数料はかかりません。

3. 取引時間・取引日

(1) 取引時間

立会区分	時間帯	注文受付状況
夜間立会	16:00 ~ 16:15	予約注文受付 (バッチ処理状況により開始時間が前後することがあります)
	16:15 ~ 16:30	プレ・オープニング注文受付
	16:30	オープニング・オークション
	16:30 ~ 05:25	ザラバ
	05:25 ~ 05:30	プレ・クロージング注文受付
	05:30	クロージングオークション(板寄せ)
日中立会	05:30 ~ 08:00	予約注文受付 (処理状況により開始時間が前後することがあります)
	08:00 ~ 08:45	プレ・オープニング注文受付
	08:45	オープニング・オークション
	08:45 ~ 15:10	ザラバ
	15:10 ~ 15:15	プレ・クロージング注文受付
	15:15	クロージングオークション(板寄せ)
メンテナンス	15:15 ~ 16:00	注文受付停止時間

※日経平均VI先物取引については日中立会が 9:00 から、夜間立会は 19:00 で終了です。

※指数オプション取引については日中立会が 9:00 からとなり、夜間立会は他商品と同一です。

※08:44~08:45、16:29~16:30、05:29~05:30 の間は取引所が注文の取り消し及び変更を受け付けません。

(2) 各種日付

日付	内容
取引日	取引日とは、大阪取引所の先物・オプション取引においては、夜間立会の開始時から翌営業日の日中取引の取引終了までをいいます。
決済日	先物・オプション取引の決済日は、約定が成立した取引日の翌営業日です。
SQ 日	当該限月の第 2 金曜日(休業日にあたる場合は前営業日)
取引最終日	SQ 日の前取引日

4. 制限値幅およびサーキット・ブレーカー制度

(1) 制限値幅

先物・オプション取引においては、大阪取引所によって制限値幅の制度が設けられています。制度概要は以下の通りです。

① 制限値幅の定期見直しについて

- 日経 225 先物取引、日経 225 ミニ先物取引及び日経 225 オプション取引における呼値の制限値幅は、取引対象指数が同一の商品ごとに、直近期間における呼値の制限値幅の基準値段から算出する制限値幅算定基準値に、それぞれ下の表の比率を乗じて得た値幅を設定し、原則、四半期ごと(3、6、9、12 月)に見直す運用としています。
- NYダウ先物取引に係る呼値の制限値幅は、四半期毎(1、4、7、10 月)に当該四半期の直前月の最終日における NY ダウの終値に、下の表の比率を乗じて得た値を、大阪取引所がその都度定める取引日から当該四半期を通じて適用します。
- 日経平均VI先物取引に係る呼値の制限値幅は、基準値段を中心に上下 10 ポイントの範囲内と絶対水準で設定しており、定期的な見直しは行いません。
 ※ 第二次制限値幅の値を、先物中心限月取引の呼値の制限値段の基準値段で割って得た比率が 2 日連続で 20%を上回る又は 12%を下回る場合(日経 225 先物取引、日経 225 ミニ先物取引及び日経 225 オプション取引)、その他大阪取引所が必要を認める場合は、臨時で呼値の制限値幅を見直します。

② サーキット・ブレーカー発動時の制限値幅の上限又は(及び)下限の拡大について

- 日経 225 先物取引、日経 225 ミニ先物取引、NYダウ先物取引及び日経 225 オプション取引に係る呼値の制限値幅の拡大については、第一次制限値幅、第二次制限値幅まで拡大していきます。
- 日経平均VI先物取引に係る呼値の制限値幅の拡大については、拡大回数を制限せず、通常、5ポイント刻みで順次拡大します。
- 指数先物取引に係る呼値の制限値幅の拡大については、上限又は下限のうち一方にのみ拡大し、指数オプション取引は、上限及び下限の両方向ともに拡大します。

商品		通常時 値幅制限	第一次拡大時 制限値幅	第二次拡大時 制限値幅
指数先物取引	日経 225 先物取引	8%	12%	16%
	日経 225 ミニ先物取引			
	日経平均VI先物取引	10 ポイント	拡大回数を限定せず、 通常 5 ポイント刻みで順次拡大	
	NYダウ先物取引	7%	13%	20%

日経 225 オプション(Weekly オプション含む)の制限値幅について

基準値段(円)		呼値の制限値幅(通常時)
以上	未満	制限値幅算定基準値の 4%
	50	
50	200	6%
200	500	8%
500		11%

※一次及び二次拡大時は、制限値幅算定基準値の 3%に相当する値段を通常時の値幅に加えたものとなります。

(2) サーキット・ブレーカー(SCB)制度

大阪取引所では、相場が過熱してきた場合、取引を一時中断することで投資家の過熱感を鎮め、冷静な判断

の機会を設けるための措置として、サーキット・ブレーカー制度が採用されています。制度概要は以下の通りです。

発動条件	先物取引の中心限月取引について、次の条件に該当した場合 先物取引(ミニ取引を除く。)の中心限月取引において、制限値幅の上限(下限)値段に買(売)呼値が提示され(約定を含む。)、その後、1分間に当該値段から制限値幅の10%の範囲外の値段で取引が成立しない場合 制限値幅は、SCB 発動状況に応じて段階的に拡大 (制限値幅の拡大は、中断中に実施)
中断対象	発動条件に該当した場合、以下の銘柄の取引を一時中断する。 ① 先物取引の全限月取引 ② 対象株価指数が同一のオプション取引の全限月取引・全銘柄 ③ ①の限月取引に関連するストラテジー取引 ④ ①～②の取引に係る J-Net 取引
適用除外の条件	日中(午後)立会又は夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻から20分前以降に発動条件に該当した場合 日経平均 VI 先物取引及び配当指数先物取引を除く先物取引について、同一取引日の間に制限値幅の上限(下限)値幅を2回拡大した後、再度発動条件に該当した場合 取引状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと大阪取引所が認める場合
中断開始	SCB 発動条件該当直後の当社がその都度定める時
中断時間	10分間
再開方法	中断時間経過後、制限値幅を拡大のうえ、板寄せ方式により取引を再開
基準値段	取引日単位で洗替え

5. 即時約定可能値幅制度

大阪取引所では、誤発注等による価格急変の防止の観点から、直前の基準となる値段(以下、「DCB 基準値段」という。)から所定の値幅(以下、「DCB 値幅」という。)を超える約定が発生する注文が発注された場合に、取引の一時中断を行う制度(これを即時約定可能値幅制度と言います。)が採用されています。制度概要は以下のとおりです。

なお、DCB 基準値段は、立会における直前の約定値段(Last Price)又は直近の最優先買呼値と最優先売呼値の仲値(BBO 仲値)を採用し、DCB 値幅は、次の区分ごとに次の範囲内とします。ただし当取引日に Last Price 又は BBO 仲値がない場合は、当取引日の呼値の制限値幅の基準値段を即時約定可能値幅の基準値段とします。

商品		即時約定可能値幅
指数先物取引	日経 225 先物取引 日経 225 ミニ先物取引	上下 0.8%
	日経平均VI先物取引	上下 10Tick
	NYダウ先物取引	上下 1%
指数オプション取引	日経 225 オプション取引	上下 10Tick

※ 直近の最良買い呼値と最良売り呼値が大きく乖離する場合等、注文の状況によっては BBO 仲値を採用しない場合があります。

※ 即時約定可能値幅制度の中断時間は、最低 30 秒（指数オプション取引は最低 15 秒）で、継続して DCB が発動する場合は、中断時間が 30 秒ずつ（同 15 秒ずつ）延長されます。

※本制度は、原則板寄せ時には適用しません。ただし、立会終了時における板寄せ方式による取引（クロージング・オークション）を行う場合において、直前の DCB 基準値段から上記の値幅を超える場合は、取引を成立させないものとします。

6. 取引規制

大阪取引所では、市場の動向に応じて取引規制を行うことがあります。大阪取引所が発動する取引規制は次のとおりとなります。

- (1) 制限値幅の縮小
- (2) 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- (3) 証拠金額の引上げ
- (4) 証拠金の有価証券による代用の制限
- (5) 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- (6) 先物・オプション取引の制限又は禁止
- (7) 建玉制限

7. 取引チャネル

先物・オプション取引は、パソコンおよびスマートフォンアプリ、モバイルでお取引ができます。それぞれの利用可能条件、モバイルにおいては当社指定の端末の範囲内とし、その情報は随時、ホームページ上で掲載いたします。なお、原則、電話注文の受付は行いません。

また、当社におけるスマートフォンアプリおよびモバイル取引は、サポートツールとしてのご提供であり、契約締結前書面の同意機能など、一部ご利用できない機能があります。必ず、パソコンをご用意してお取引ください。

8. 注文の種類

注文の種類	概要
(1) 指値注文	価格の限度を指定して発注し、指定した価格又はそれより有利な価格で約定する注文
(2) 成行注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値又は買呼値と順次対当する注文 (注 1)
(3) 最良指値 (対当値段)	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値又は買呼値と対当する注文 (注 2)
(4) ストップ注文	お客様が指定したトリガー値段の約定値が発生した場合、お客様の指定した執行条件の注文が発注される注文(注 3)

(注 1) 成行注文は、未執行数量を注文板に残すことはできません。(未執行数量は必ず失効します)

(注 2) 通常条件又は指定期間条件が付された最良指値注文は、対当する最良の売呼値又は買呼値がないときは、当該注文は失効します。

(注 3) トリガー監視は、システムで監視するため、全ての値段を監視できない場合があります。

9. 執行約定条件および有効期限

注文を発注する際には、次の執行約定条件のいずれかを指定してください。

有効期限につきましては、直近を含めた5営業日もしくは期限指定のないGTC(Good Till Cancel)の指定が可能です。

執行約定条件	概要
FAS (Fill and Store)	一部約定後に未執行数量が残る場合は、当該残数量を有効とする条件
Fak (Fill and Kill)	一部約定後に未執行数量が残る場合は、当該残数量を失効させる条件
Fok (Fill or Kill)	全数量が直ちに約定しない場合は、当該全数量を失効させる条件

※ 執行約定条件および有効期限は、注文を入力する時間帯により、また、選択した注文種類によって、選択できない条件がありますので、ご注意ください。

10. 証拠金の前受け

当社、先物・オプション取引は、あらかじめ証拠金を差入れ頂いた範囲内において、当社が定める証拠金所要額にのっとり、新規の注文を承ります。

11. 決済方法

(1) 決済方法

① 反対売買による方法

買建の場合は転売、売建の場合は買戻しを行うことによって決済します。

② SQによる決済方法

● 先物取引

最終取引日を過ぎて未決済建玉を保有している場合は、SQ(特別清算指数)値に基づいて、強制的に反対売買により強制決済を行います。

● オプション取引

➤ 買いオプションの場合

最終取引日を過ぎて未決済建玉を保有している場合は、SQ(特別清算指数)値に基づいて、自動権利処理を行います。自動権利処理により権利行使もしくは消滅が判定されます。

➤ 売りオプションの場合

最終取引日を過ぎて未決済建玉を保有している場合は、SQ(特別清算指数)値に基づいて大阪取引所から割り当てられた数量に応じて、売建玉に対して当社が定めるところにより割当を実施します。

(2) 計算式

① 先物取引

- 売建玉の場合 : 決済代金 = (建単価 - SQ 値) × 建数量 × 取引サイズ - (手数料 + 消費税)
- 買建玉の場合 : 決済代金 = (SQ 値 - 建単価) × 建数量 × 取引サイズ - (手数料 + 消費税)

② オプション取引

- 権利行使・権利消滅
 - コールオプション[権利行使]

$$(SQ \text{ 値} - \text{買建玉の権利行使価格}) \times \text{数量} \times 1,000 - (\text{手数料} + \text{消費税}) = \text{決済代金} \geq 0$$
 - プットオプション[権利行使]

$$(\text{買建玉の権利行使価格} - SQ \text{ 値}) \times \text{数量} \times 1,000 - (\text{手数料} + \text{消費税}) = \text{決済代金} \geq 0$$
 - コールオプション[権利消滅]

$$(SQ \text{ 値} - \text{買建玉の権利行使価格}) \times \text{数量} \times 1,000 - (\text{手数料} + \text{消費税}) = \text{決済代金} < 0$$
 - プットオプション[権利消滅]

$$(\text{買建玉の権利行使価格} - SQ \text{ 値}) \times \text{数量} \times 1,000 - (\text{手数料} + \text{消費税}) = \text{決済代金} < 0$$
- 割当・割当なし
 - $(\text{売建玉の権利行使価格} - SQ \text{ 値}) \times \text{数量} \times 1,000 + (\text{手数料} + \text{消費税})$
 - $(SQ \text{ 値} - \text{売建玉の権利行使価格}) \times \text{数量} \times 1,000 - (\text{手数料} + \text{消費税})$

12. 証拠金

(1) 取引所証拠金所要額(=維持証拠金)

取引所で定められた先物取引およびオプション取引の建玉に必要な証拠金を取引所証拠金所要額(一般には、証拠金所要額といいます)とありますが、後述の当社独自証拠金所要額を定めるため、取引所証拠金額として区別します)といい、下記の計算式で計算します。

$$\text{取引所証拠金所要額} = \text{SPAN証拠金額} - \text{ネット・オプション価値の総額}$$

(2) SPAN 証拠金

SPANとは、CMEが1988年に開発したリスクベースの証拠金計算システム(計算メソドロジー及びそのための計算システム)で、The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。SPANは、全世界主要各国の先物・オプション取引所で採用されているグローバルスタンダードのシステムであり、大阪取引所の先物取引およびオプションで採用されています。SPANは、各市場参加者が保有する先物・オプション等の金融商品のポートフォリオ全体におけるリスクを包括的に見積もります。先物取引のSPAN証拠金は、毎週取引所により見直しが行われます。また、オプション取引のSPAN 証拠金は、一日一回取引所が見直しを行います。

(3) ネット・オプション価値の総額

ネット・オプション価値の総額とは、ポートフォリオにおけるオプションの清算価値であり、デフォルト等によってポジションを清算する場合におけるオプションの清算コストやオプションの権利行使された場合に生じるリスクをカバーするために考慮するものであり、下記の計算式で算出します。

$$\text{ネット・オプション価値の総額} = \text{買オプション価値の総額} - \text{売オプション価値の総額}$$

$$\text{買オプションの価値} = \text{ロングポジション数} \times \text{清算価格} \times 1,000$$

$$\text{売オプションの価値} = \text{ショートポジション数} \times \text{清算価格} \times 1,000$$

※ ロングポジション数: $\text{買建玉} - \text{売建玉} > 0$ の場合は、ロングポジションといい、計算結果がロングポジション数

※ ショートポジション数: $\text{買建玉} - \text{売建玉} < 0$ の場合は、ショートポジションといい、計算結果の絶対値がショートポジション数

(4) 当社証拠金所要額

当社証拠金所要額は、取引所で定める取引所証拠金所要額とは別に、当社独自に定める証拠金所要額です。当社証拠金所要額は、発注審査等に利用します。発注審査に利用することから、保守的な証拠金所要額の計算となるように、下記の計算式で算出しています。

当社証拠金所要額 =

SPAN証拠金額 × 当社が定める証拠金掛目 + 先物両建て証拠金 - ネット・オプション価値の総額+当社が定めるオプションの保有枚数に応じた割増証拠金

(5) 当社が定める証拠金掛目

当社が定める証拠金掛目は、当社証拠金所要額算出に利用します。当社証拠金所要額は発注審査に利用することから、取引所証拠金所要額よりも保守的な計算とし、当社独自で設定した掛目をSPAN証拠金に乗じます。なお、当掛目は、100%以上にて相場の変動等を考慮して当社任意で設定するものとします。証拠金掛目変更時は、当社ホームページ等で証拠金掛目および変更日時を公表するものとします。

(6) 当社先物両建て証拠金

SPAN証拠金の計算は、全体のポートフォリオのリスク管理を行う前提のため、先物取引における両建て時には、その売り、買いそれぞれのリスクを相殺します。発注審査においては、当社独自で先物両建て証拠金として、当社証拠金所要額所要額の算出の際に加えます。計算式は、下記のとおりです。

先物両建て証拠金 =

(両建て建玉枚数 - ネットデルタの絶対値) × 0.5 × 商品 1 枚当たりのSPAN証拠金 × 当社が定める証拠金掛目

(7) 当社が定めるオプションの保有枚数に応じた割増証拠金

オプション取引において、特に売りオプション保有時の相場変動リスクに備えるため、当社独自に設定している金額です。以下により算出され加算されます。

売りオプション保有の枚数 10 枚超の場合、10 枚超から 1 枚あたり 10 万円の追加預託

(8) 当社受入証拠金 (=純資産)

当社がお客様から受け入れている証拠金の額です。お客様が当社に証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額 (= 差入証拠金) から、現金授受予定額を加減することにより、算出した額です。その計算式は、以下のとおりとなります。

当社受入証拠金 = 差入証拠金 ± 現金授受予定額

(9) 差入証拠金 (=現金)

お客様が当社に証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額です。

(10) 当社現金授受予定額

先物取引における計算上の損益額および未決済の決済代金額並びに未決済のオプション取引代金(指数オ

プション取引における権利行使に伴う差金を含む)の合計額で算出いたします。

当社現金授受予定額 =

先物取引計算上損益額+先物取引未清算決済代金+オプション取引未清算取引代金

(11) 先物取引計算上損益額(=値洗い)

先物取引における相場の変動に基づく計算上の利益と損失を合計した金額、いわゆる評価損益額になります。

(12) 先物取引の未決済の決済代金及び未決済のオプション取引代金(=当営業日実現損益)

先物取引における反対売買、もしくは最終決済によって確定した決済損益額、および当日に約定したオプションの受払代金および権利行使に伴う受払代金になり、それぞれの手数料を加味した金額になります。

13. 追加証拠金

(1) 追加証拠金(追証)

毎取引日の取引終了後に、顧客別に全建玉および当該取引日の全取引の状況等に基づいて、当社受入証拠金の額、取引所証拠金所要額を算出します。この結果、当社受入証拠金の額が、取引所証拠金所要額を下回った場合(当社受入証拠金<取引所証拠金所要額)には、お客様は、不足額以上の追加証拠金(以下、追証という)を差入れ又は預託する必要があります。

(2) 差入期限と強制決済

お客様は、追証が発生した場合に翌営業日正午までに不足額以上の入金を行うものとします。差入時限までに入金がなかった場合は、当社任意でお客様の計算により、保有する建玉のすべてを強制決済することができるものとします。

14. 不足金

決済に伴う現金支払予定額が、顧客の差入証拠金を上回った場合は、当該不足額以上を発生日の翌営業日正午までに、別途入金するものとします。

15. 入出金

(1) 入金

① パーフェクト口座入金

口座開設時に当社よりお客様専用の入金口座を提示いたします。その口座にご入金いただき、当社がその着金を確認してから証拠金に反映致します。当社の着金確認は原則金融機関営業時間内とします。

② リアルタイム入金

当社が指定する金融機関にインターネット口座をお持ちの場合に利用できる入金サービスです。当社ログイン内のサービス画面からお手続き頂きます。本サービスは一部のメンテナンス時間を除き、原則 24 時間受け付けします。

(2) 出金

出金可能金額は、当社が計算する金額の範囲内とし、毎営業日 15:30 までの依頼については、翌営業日にご出金します。出金先の銀行口座はあらかじめ指定いただく振込先の銀行のみ受け付けします。

以上
(平成 30 年 7 月 17 日)